



愛媛県報

発行 愛 媛 県

平成29年 4月 4日 火曜日 第2862号

◇ 目 次 ◇ 規 則

医療法施行細則の一部を改正する規則..... (医療対策課) ... 246

告 示

保安林予定森林..... (森林整備課) ... 258

保安林の指定施業要件の変更予定 (2件)..... (") ... 258

保安林の指定施業要件の変更..... (") ... 259

コイがコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑いがあると認められた県内の公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面の範囲..... (水産課) ... 260

漁業の許可又は起業の認可の申請期間..... (") ... 260

基本測量の実施の通知..... (道路維持課) ... 260

県営住宅の家賃及び県営住宅駐車場の使用料の収納事務の委託..... (建築住宅課) ... 260

土地改良区の定款変更の認可..... (東予地方局農村整備課) ... 260

道路の区域変更 (県道新居浜別子山線)..... (東予地方局管理課) ... 260

道路の供用開始 (")..... (") ... 261

指定道路の指定..... (東予地方局四国中央土木事務所) ... 261

道路の区域変更 (県道今治波方港線)..... (東予地方局今治土木事務所) ... 261

道路の供用開始 (県道今治波方港線)..... (") ... 261

道路の区域変更 (県道小田河辺大洲線)..... (南予地方局大洲土木事務所) ... 262

公安委員会規則

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則..... (警察本部交通規制課) ... 262

選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出..... (選挙管理委員会) ... 262

衆議院小選挙区選出議員補欠選挙を行うべき事由が生じた旨の告示..... (") ... 263

愛媛県選挙管理委員会事務専決規程の一部改正..... (") ... 263

雑 報

愛媛海区漁業調整委員会指示 (2件)..... (水産課) ... 264

愛媛県内水面漁場管理委員会指示..... (") ... 264

規 則

○愛媛県規則第24号

医療法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年 4月 4日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療法施行細則の一部を改正する規則

第1条 医療法施行細則 (平成14年愛媛県規則第43号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
(書類の様式)			(書類の様式)		
第2条 次の表の左欄に掲げる書類の様式は、同表の右欄に掲げるとおりとする。			第2条 次の表の左欄に掲げる書類の様式は、同表の右欄に掲げるとおりとする。		
項	左 欄	右 欄	項	左 欄	右 欄
1 ~ 24			1 ~ 24		
省略			省略		

25	省令第33条の25第1項又は第39条の24第1項の申請書	医療法人（地域医療連携推進法人）定款（寄附行為）変更認可申請書（様式第23号）
26～28	省略	
29	省令第39条の23の申請書	地域医療連携推進法人解散認可申請書（様式第25号の3）
30	省令第39条の27第1項の申請書	地域医療連携推進法人代表理事選定認可申請書（様式第25号の4）
31	省令第39条の27第2項の申請書	地域医療連携推進法人代表理事解職認可申請書（様式第25号の5）

（手続の方法）

第3条 次の表の左欄に掲げる手続は、同表の右欄に掲げる書類を提出することによって行うものとする。

項	左 欄	右 欄
1～11	省略	
12	法第52条第1項（法第70条の14において準用する場合を含む。）の届出	医療法人（地域医療連携推進法人）事業報告書等届出書（様式第39号）
13	法第54条の9第5項（法第70条の18第1項において準用する場合を含む。）の届出	医療法人（地域医療連携推進法人）定款（寄附行為）変更届出書（様式第39号の2）
14	省略	
15	法第56条の6（法第70条の15において準用する場合を含む。）の届出	医療法人（地域医療連携推進法人）清算人就職届出書（様式第41号）
16	法第56条の11（法第70条の15において準用する場合を含む。）の届出	医療法人（地域医療連携推進法人）清算結了届出書（様式第42号）
17	法第70条の8第3項の確認の請求	地域医療連携推進法人病院開設等確認請求書（様式第42号の2）
18	法第70条の15において準用する法第55条第8項の届出	地域医療連携推進法人解散届出書（様式第42号の3）
19	省略	
20	省略	
21	省略	
22	省略	
23	省略	
24	省略	
25	省略	
26	省略	
27	省略	
28	省略	

様式第1号（第2条、様式第23号関係） 社会医療法人認定申請書

25	省令第33条の25第1項 _____ の申請書	医療法人定款（寄附行為）変更認可申請書 _____（様式第23号）
26～28	省略	

（手続の方法）

第3条 次の表の左欄に掲げる手続は、同表の右欄に掲げる書類を提出することによって行うものとする。

項	左 欄	右 欄
1～11	省略	
12	法第52条第1項 _____ の届出	医療法人事業報告書等届出書 _____（様式第39号）
13	法第54条の9第5項 _____ の届出	医療法人定款（寄附行為）変更届出書 _____（様式第39号の2）
14	省略	
15	法第56条の6 _____ の届出	医療法人清算人就職届出書 _____（様式第41号）
16	法第56条の11 _____ の届出	医療法人清算結了届出書 _____（様式第42号）
17	省略	
18	省略	
19	省略	
20	省略	
21	省略	
22	省略	
23	省略	
24	省略	
25	省略	
26	省略	

様式第1号（第2条、様式第23号関係） 社会医療法人認定申請書

省略

注1 省略

2 次に掲げる書類を添付すること。ただし、(1)に掲げる書類は、医療法人(地域医療連携推進法人)定款(寄附行為)変更認可申請書(様式第23号)と併せて提出する場合には、添付を要しない。

(1)~(4) 省略

様式第20号(第2条、様式第19号、様式第23号関係) 医療法人理事数特例認可申請書

省略

注1 省略

2 次に掲げる書類を添付すること。ただし、(1)から(4)までに掲げる書類は、医療法人設立認可申請書(様式第19号)又は医療法人(地域医療連携推進法人)定款(寄附行為)変更認可申請書(様式第23号)と併せて提出する場合には、添付を要しない。

(1)~(5) 省略

様式第23号(第2条、様式第1号、様式第20号関係) 医療法人(地域医療連携推進法人)定款(寄附行為)変更認可申請書

医療法人(地域医療連携推進法人)定款(寄附行為)変更認可申請書

省略

省略

注1 省略

2 次に掲げる書類を添付すること。

(1)・(2) 省略

(3) 定款又は寄附行為の変更が、当該医療法人又は当該地域医療連携推進法人が新たに病院、医療法(昭和23年法律第205号。以下「法」という。)第39条第1項に規定する診療所又は介護老人保健施設を開設しようとする場合に係るものであるときは、次に掲げる書類

ア 当該医療法人又は当該地域医療連携推進法人の開設しようとする病院、法第39条第1項に規定する診療所又は介護老人保健施設の診療科目、従業者の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類

イ・ウ 省略

(4)・(5) 省略

(6) 定款の変更が、当該地域医療連携推進法人が新たに第一種社会福祉事業に係る施設を開設しようとする場合に係るものであるときは、次に掲げる書類

ア 当該地域医療連携推進法人の開設しようとする施設の従業者の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類

イ 開設しようとする施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面

ウ 定款変更後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書

(7) 省略

(8) 省略

3・4 省略

様式第39号(第3条関係) 医療法人(地域医療連携推進法人)事業報告書等届出書

省略

注1 省略

2 次に掲げる書類を添付すること。ただし、(1)に掲げる書類は、医療法人定款(寄附行為)変更認可申請書(様式第23号)と併せて提出する場合には、添付を要しない。

(1)~(4) 省略

様式第20号(第2条、様式第19号、様式第23号関係) 医療法人理事数特例認可申請書

省略

注1 省略

2 次に掲げる書類を添付すること。ただし、(1)から(4)までに掲げる書類は、医療法人設立認可申請書(様式第19号)又は医療法人定款(寄附行為)変更認可申請書(様式第23号)と併せて提出する場合には、添付を要しない。

(1)~(5) 省略

様式第23号(第2条、様式第1号、様式第20号関係) 医療法人定款(寄附行為)変更認可申請書

医療法人定款(寄附行為)変更認可申請書

省略

省略

注1 省略

2 次に掲げる書類を添付すること。

(1)・(2) 省略

(3) 定款又は寄附行為の変更が、当該医療法人が新たに病院、医療法(昭和23年法律第205号。以下「法」という。)第39条第1項に規定する診療所又は介護老人保健施設を開設しようとする場合に係るものであるときは、次に掲げる書類

ア 当該医療法人の開設しようとする病院、法第39条第1項に規定する診療所又は介護老人保健施設の診療科目、従業者の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類

イ・ウ 省略

(4)・(5) 省略

(6) 定款の変更が、当該地域医療連携推進法人が新たに第一種社会福祉事業に係る施設を開設しようとする場合に係るものであるときは、次に掲げる書類

ア 当該地域医療連携推進法人の開設しようとする施設の従業者の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類

イ 開設しようとする施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面

ウ 定款変更後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書

(7) 省略

(8) 省略

3・4 省略

様式第39号(第3条関係) 医療法人事業報告書等届出書

医療法人（地域医療連携推進法人）事業報告書 等届出書	
省略	
省略	

注1 不要の文字は、抹消すること。

2 省略

3 次に掲げる書類及びその副本を添付すること。

(1)～(4) 省略

(5) 関係事業者との取引の状況に関する報告書

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 医療法第51条第2項の医療法人にあつては、次の書類

ア 純資産変動計算書

イ 附属明細表

ウ 公認会計士又は監査法人の監査報告書

(10) 地域医療連携推進法人にあつては、次の書類

ア 医療法第70条第2項第3号の支援及び同法第70条の8第2項の出資の状況に関する報告書

イ 純資産変動計算書

ウ 附属明細表

エ 公認会計士又は監査法人の監査報告書

4 3の規定にかかわらず、3(7)に掲げる書類のうち医療法第42条の2第1項第1号から第4号まで及び第6号の要件に該当する旨を説明する書類にあつては、その副本の添付を要しない。

様式第39号の2（第3条関係） 医療法人（地域医療連携推進法人）定款（寄附行為）変更届出書

医療法人（地域医療連携推進法人）定款（寄附行為）変更届出書	
省略	
省略	

注 省略

様式第41号（第3条関係） 医療法人（地域医療連携推進法人）清算人就任届出書

医療法人（地域医療連携推進法人）清算人就任届出書		
省略		
医療法人（地域医療連携推進法人）	省略	
清算人	省略	
	医療法人（地域医療連携推進法人）との関係	
	省略	

注1 不要の文字は、抹消すること。

2 省略

3 省略

様式第42号（第3条関係） 医療法人（地域医療連携推進法人）清算結了届出書

医療法人事業報告書等届出書	
省略	
省略	

注1 省略

2 次に掲げる書類及びその副本を添付すること。

(1)～(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

(8) 社会医療法人債発行法人である社会医療法人にあつては、公認会計士又は監査法人の監査報告書

3 2の規定にかかわらず、2(6)に掲げる書類のうち医療法第42条の2第1項第1号から第4号まで及び第6号の要件に該当する旨を説明する書類にあつては、その副本の添付を要しない。

様式第39号の2（第3条関係） 医療法人定款（寄附行為）変更届出書

医療法人定款（寄附行為）変更届出書	
省略	
省略	

注 省略

様式第41号（第3条関係） 医療法人清算人就任届出書

医療法人清算人就任届出書		
省略		
医療法人	省略	
清算人	省略	
	医療法人との関係	
	省略	

注1 省略

2 省略

様式第42号（第3条関係） 医療法人清算結了届出書

医療法人（地域医療連携推進法人）清算結了届 出書		
省略		
医療法人（地域医療連携推進法人）	省略	
省略		

注 1 不要の文字は、抹消すること。

2 省略

3 省略

医療法人清算結了届出書		
省略		
医療法人 _____	省略	
省略		

注 1 省略

2 省略

第2条 医療法施行細則の一部を次のように改正する。

様式第25号の2の次に次の3様式を加える。

様式第25号の3（第2条関係） 地域医療連携推進法人解散認可申請書

地域医療連携推進法人解散認可申請書 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">年 月 日</div>		
愛媛県知事 様 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">主たる事務所の所在地</div> 申請者 名称 代表理事の氏名 ㊟		
医療連携推進区域		
参加法人		
開設（管理） している施設	名 称	
	所在地	
資 産 の 総 額		

注 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 理由書
- (2) 医療法（昭和23年法律第205号）又は定款に定められた解散に関する手続を経たことを証する書類
- (3) 財産目録及び貸借対照表
- (4) 残余財産の処分に関する事項を記載した書類
- (5) その他知事が必要と認める書類

様式第25号の4（第2条関係） 地域医療連携推進法人代表理事選定認可申請書

地域医療連携推進法人代表理事選定認可申請書 年 月 日 愛媛県知事 様 主たる事務所の所在地 申請者 名称 代表理事の氏名 ㊟		
代表理事と なるべき者	住 所	
	氏 名	
選 定 の 理 由		

注 代表理事となるべき者の履歴書を添付すること。

様式第25号の5（第2条関係） 地域医療連携推進法人代表理事解職認可申請書

地域医療連携推進法人代表理事解職認可申請書	
年 月 日	
愛媛県知事 様	
主たる事務所の所在地 申請者 名称 代表理事の氏名 ⑩	
代 表 理 事	住 所
	氏 名
解 職 の 理 由	

様式第42号の次に次の2様式を加える。

様式第42号の2（第3条関係） 地域医療連携推進法人病院開設等確認請求書

地域医療連携推進法人病院開設等確認請求書 年 月 日 愛媛県知事 様 主たる事務所の所在地 請求者 名称 代表理事の氏名 ㊟		
開設（管理） しようとする 施設	名 称	
	所 在 地	
開設（管理）予定年月日		年 月 日
医療連携推進業務の内容		
資 産 の 総 額		

注1 不要の文字は、抹消すること。

2 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 定款

(2) 財産目録

(3) 当該地域医療連携推進法人の開設し、又は管理しようとする施設が病院、医療法（昭和23年法律第205号）第39条第1項に規定する診療所又は介護老人保健施設であるときは、次に掲げる書類

ア 開設し、又は管理しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の診療科目、従業員の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類

イ 開設し、又は管理しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面及びその者の臨床研修修了登録証（その者が医師法（昭和23年法律第201号）第7条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）第7条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者である場合にあっては、臨床研修修了登録証及び再教育研修修了登録証）の写し

ウ 開設又は管理開始の後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書

(4) 当該地域医療連携推進法人の開設し、又は管理しようとする施設が第一種社

会福祉事業に係る施設であるときは、次に掲げる書類

- ア 開設し、又は管理しようとする施設の従業者の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類
 - イ 開設しようとする施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面
 - ウ 開設又は管理開始の後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書
- (5) その他知事が必要と認める書類

様式第42号の3（第3条関係） 地域医療連携推進法人解散届出書

地域医療連携推進法人解散届出書		年 月 日
愛媛県知事 様		
清算人 住所 氏名		⑩
地域医療連携推進法人 の名称		
主たる事務所の所在地		
代表理事の氏名		
医療連携推進区域		
参加法人		
開設（管理） している施設	名称	
	所在地	
資産の総額		
解散年月日		年 月 日

注1 記名押印に代えて署名することができる。

2 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 理由書
- (2) 医療法（昭和23年法律第205号）又は定款に定められた解散に関する手続を経たことを証する書類
- (3) 財産目録及び貸借対照表
- (4) 残余財産の処分に関する事項を記載した書類
- (5) その他知事が必要と認める書類

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第383号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年4月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 保安林予定森林の所在場所

宇和島市柿原字大亀谷甲2183、甲2184の2、甲2184の3、甲2186から甲2189まで、甲2191、甲2195の1、甲2197、甲2199、甲2200、字滝ノ内甲2201から甲2203まで、甲2216から甲2218まで、甲2220から甲2224まで、甲2228から甲2234まで、乙60の1、乙69の1、乙69の6、乙69の8、乙74から乙80まで、字ツホ子乙57、字大カミ谷乙109の1、乙109の2、乙110の1、乙110の2、乙111の1、乙111の2、乙112、乙113、乙117、乙118、字木ブ谷乙119から乙124まで、字鴻ノ内乙293の3、乙293の6、乙293の22、乙293の23、乙293の37、乙293の39、乙293の41、乙293の42、乙293の45

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第384号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年4月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

四国中央市富郷町津根山乙444の1、乙444の2、乙445の1、乙445の3

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び四国

中央市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第385号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年4月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

宇和島市津島町高田戊123の1、戊123の2、戊124の1、戊124の3、戊125の1、戊125の2、戊126、戊127の1、戊127の2、戊127の4、戊128の1、戊128の2、戊129の1、戊129の2、戊130、戊131、戊133、戊134、戊136の1、戊136の2、戊137の1、戊138の1、戊141、戊142、戊144の1、戊144の2、戊145、戊146の1、戊147、戊148の1、戊148の2、戊150、戊151の1、戊151の2、戊152、戊153、戊154の1、戊154の2、戊158から戊160まで、戊162、戊163の1、戊163の3、戊165の1、戊166、戊170、戊172の1から戊172の3まで、戊174、戊175、戊177から戊179まで、戊181、戊183、戊184、戊185の1、戊185の2、戊186から戊188まで、戊196の1、津島町山財3080、3999、4233、4236、5707、5710、5754から5757まで、5759、5852、5906、5910、5914、5948、5949、5951、5953、5956、5958から5960まで、5963、5964、5966、5968、5969、5972から5975まで、5979、5981、5982、5984から5989まで、5991から5999まで、6007、6012から6015まで、6019、6020、6022から6025まで、6035、6037から6039まで、6041、6042の1、6043、6045から6047まで、6049から6060まで、6062、6065、6066、6071、6072、6081、6082、甲7の1、甲7の2、甲8の1、甲8の2、甲13の2、甲14から甲17まで、甲18の1、甲37、甲41、甲42、甲43の1、甲43の2、甲44の4から甲44の6まで、甲45、甲46、甲51から甲53まで、甲80の1、甲80の2、甲83、甲85の1、津島町増穂甲470の1、甲470の3、甲470の4、甲472の1、甲472の2、甲474の1、甲549、甲550、甲551の1、丁598の3、丁598の7、丁598の26、丁598の27、丁598の31、丁598の33、丁598の39、丁598の40、丁598の43から丁598の45まで、丁598の49、丁598の52、丁598の53、丁598の58、丁598の63、丁598の68、丁598の74、丁598の76、丁598の78から丁598の80まで、丁598の85、丁598の86、丁598の91、丁598の95、丁598の103、丁598の106、丁598の107、丁598の111、丁598の114から丁598の116まで、丁598の119から丁598の121まで、丁598の123、丁598の125、丁598の129、丁598の134、丁598の136、丁598の137、丁598の141、丁598の145から丁598の147まで、丁598の153、丁598の159、丁598の168、丁598の170、丁598の175、丁598の177、丁598の180、丁598の187、丁602、丁605から丁607まで、丁609、丁610、丁612、丁617、丁619の2、丁621、丁625、丁626、丁628の1から丁628の5まで、丁630の2、丁632の1、丁636、丁637、丁641、丁642、丁644、丁645の1、丁645の2、丁646の1、丁646の2、丁647、丁663、丁664、丁666、丁671の1、丁672の1、丁673の1、丁675、丁679の2、丁681、丁683、丁690、丁691、丁692の1、丁693、丁694、丁696の1から丁696の4まで、丁698の1、丁700の1、丁700の

6、丁703、丁706、丁708の1、丁717の1、丁717の8、丁717の12、丁717の15、丁717の16、丁717の26、丁717の34から丁717の36まで、丁717の41、丁717の45、丁717の47、丁717の48、丁717の50、丁717の52、丁717の54、丁717の57、丁717の59から丁717の61まで、丁717の63から丁717の66まで、丁717の68、丁717の72、丁717の75、丁717の80、丁717の91、丁717の92、丁717の95、丁717の101、丁717の111、丁717の116、丁717の117、丁717の120、丁717の121、丁717の123、丁717の125、丁717の126、丁717の132から丁717の135まで、丁717の137、丁717の140、丁717の141、丁717の143、丁717の149、丁717の152、丁717の163、丁717の166から丁717の174まで、丁717の179、丁717の180、丁717の183、丁717の186から丁717の190まで、丁717の192、丁719の1、丁723の1から丁723の4まで、丁724、丁725の6、丁725の7、丁725の14、丁725の25、丁725の33、丁725の37、丁725の39から丁725の41まで、丁725の44、丁725の45、丁725の48、丁725の56、丁725の60、丁725の63、丁725の68、丁725の74、丁725の76、丁725の90から丁725の94まで、丁725の96、丁725の102、丁725の103、丁725の110から丁725の112まで、丁725の114、丁725の116、丁725の131、丁725の134から丁725の144まで、丁725の146、丁725の147、丁725の149、丁725の151、丁725の153、丁725の155、丁725の157から丁725の159まで、丁725の161、丁725の162、丁725の169、丁725の170、丁725の184、丁725の191、丁725の194、丁725の196から丁725の198まで、丁725の205、丁725の210、丁725の215、丁725の216、丁725の218、丁725の224、丁725の229、丁725の233から丁725の236まで、丁725の243、丁725の254、丁725の258、丁725の270、丁725の273から丁725の276まで、丁725の299から丁725の307まで、丁727の1、丁727の2、丁731、丁732の1、丁732の3、丁733、丁734の4、丁736、丁739の1、丁741の1、丁741の2、丁744の1、丁744の2、丁745から丁747まで、丁748の1、丁749、丁750の1、丁751の1、丁752の1、丁752の4、丁753の1、丁753の2、丁754、丁755の1、丁755の2、丁756、丁758、丁760、丁761、丁762の1から丁762の4まで、丁763、丁764、丁766の1、丁777の22、丁777の25、丁777の27、丁777の29から丁777の31まで、丁777の38、丁777の40から丁777の43まで、丁777の45、丁777の62、丁777の76、丁777の85、丁777の87、丁777の93、丁777の100、丁777の101、丁777の104、丁777の109、丁777の113、丁777の114、丁777の116、丁777の118、丁777の120、丁777の121、丁777の123、丁777の132、丁777の163、丁777の169、丁777の178、丁777の179、丁777の191、丁777の203、丁777の205、丁777の208、丁777の209、丁777の214、丁777の271、丁777の276、丁778の1、丁781の1、丁783の1、丁786、丁801の1、丁801の2、丁802、丁804の1、丁806、丁810、丁812、丁813の2、丁814の1、丁814の2、丁815の1、丁815の3から丁815の5まで、丁817、丁821、丁823の1、丁824、丁827の1、丁827の2、丁830、丁833、丁834、丁837の1、丁839、丁841の1、丁842、丁844、丁845、丁848、丁857、丁858、丁863から丁865まで、丁870、丁871の1、丁871の2、丁873の1、丁873の2、丁875、丁877、丁878の5、丁878の6、丁878の9、丁878の11、丁878の19、丁878の27、丁878の29、丁878の32、丁878の33、丁878の40、丁878の42から丁878の47まで、丁878の50、丁878の54、丁878の57、丁878の64、丁878の69、丁878の74、丁878の75、丁878の77、丁878の80、丁878の81、丁878の83、丁878の87、丁878の90、丁878の92、丁878の94から丁878の97まで、丁878の99、丁878の101、丁878の103から丁

878の109まで、丁879、丁882、丁884、丁886、丁887の1、丁887の2、丁889の1、丁889の2、丁893の3、丁897の1、丁897の2、丁901の1、丁903の3、丁903の6、丁903の15から丁903の17まで、丁903の20、丁903の22、丁903の24、丁903の26、丁903の27、丁903の29、丁903の30、丁903の32から丁903の36まで、丁903の40、丁903の45から丁903の49まで、丁903の53、丁904の1から丁904の3まで、丁906、丁908の6、丁910の2、丁917の1、丁918、丁919の1、丁919の2、丁922の1、丁923の5、丁926の1、丁926の3、丁927の1、丁934の2、丁936、丁937、丁938の1、丁940、丁941の2、丁942の1、丁942の2、丁944、丁945の2、丁945の12から丁945の14まで、丁945の18、丁945の19、丁945の22から丁945の24まで、丁945の26、丁945の28から丁945の31まで、丁945の33、丁945の36、丁945の40、丁945の43、丁945の44、丁945の46、丁945の48、丁945の53、丁945の56、丁945の61、丁945の64、丁945の65、丁945の69から丁945の71まで、丁945の73から丁945の75まで、丁945の83から丁945の85まで、丁945の87、丁945の93、丁945の94、丁945の113、丁945の121、丁945の122、丁945の127、丁945の129、丁945の130、丁945の135、丁945の136、丁945の140から丁945の145まで、丁948の1、丁950の2、丁951の2、丁952の1、丁953の2、丁955の2、丁956、丁957、丁960、丁966、丁967の1、丁967の2、丁969の1、丁970、丁973の3から丁973の7まで、丁978の3、丁981の1、丁981の2、丁985の1、丁987の3、丁987の7、丁988の1、丁989の1、丁992、丁993の2、丁996の2、丁998の1、丁998の2、丁998の5、丁1009、丁1015、丁1016、丁1019、丁1020、丁1022、丁1027、丁1028の2、丁1029、丁1032の1、丁1033の1、丁1034、丁1047、丁1075の1、丁1075の8、丁1075の12、丁1075の15、丁1075の23、丁1075の24、丁1075の29、丁1075の50、丁1075の96、丁1075の98、丁1075の102、丁1075の104、丁1075の105、丁1075の107、丁1075の109、丁1075の124、丁1075の132、丁1075の134、丁1075の144、丁1075の155から丁1075の161まで

2 保安林として指定された目的

水源の^{かん}涵養

3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第386号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成29年4月4日

愛媛県知事 中村時広

1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宇和島市津島町山財95、200、1717、1718、1725、1726、1755から1758まで、1835、1935、1980、2169、2295、2448、2709、3108、3148、3149、3166、4568から4570まで、4572から4575まで、4577、4578、4585、4586、4588、4590から4595まで、4600から4602まで、4608、4610、4612から4616まで、4618、4619、4621

(2) 保安林として指定された目的
水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法
変更しない。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宇和島市津島町岩松甲1233の1・甲1238の5から甲1238の7
まで・甲1243の4（以上5筆について次の図に示す部分に限
る。）、甲1238の2、甲1238の3、津島町高田乙341の3、乙
342の1、乙345の2、乙354、乙358の3、乙361から乙363まで、
乙364の2、乙373、乙381の2、乙383の2、乙389の1

(2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法
変更しない。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係
書類を愛媛県庁及び宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第387号

愛媛県内水面漁場管理委員会指示第14号に基づき、コイがコイヘル
ペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると認めら
れた県内の公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面の範囲を、
平成29年4月1日次のとおり定めた。

平成29年4月4日

愛媛県知事 中村 時 広

- 1 四国中央市の藤谷池及び二級河川川茂川水系川茂川の本支流並
びにこれらと接続して一体を成す内水面
- 2 二級河川渦井川水系渦井川の本支流及びこれと接続して一体を
成す内水面
- 3 御舟川雨水幹線、観音水雨水幹線及び新川雨水幹線並びにこれ
らと接続して一体を成す内水面
- 4 西条市北条1407番1地先の遊水池並びに二級河川崩口川水系崩
口川及び二級河川一ツ橋川水系一ツ橋川の本支流並びにこれらと
接続して一体を成す内水面
- 5 二級河川大曲川水系大曲川及び二級河川新川水系新川の本支流
並びにこれらと接続して一体を成す内水面
- 6 鹿野川ダムから下流の一級河川肱川水系肱川の本支流及びこれ
と接続して一体を成す内水面
- 7 愛媛県と高知県の県境から上流の一級河川渡川水系広見川、目
黒川及び家地川の本支流並びにこれらと接続して一体を成す内水
面
- 8 二級河川来村川水系来村川及び二級河川神田川水系神田川の本

支流並びにこれらと接続して一体を成す内水面

○愛媛県告示第388号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項
（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基
づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は
起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成29年4月4日

愛媛県知事 中村 時 広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成29年4月4日から4月17日まで

○愛媛県告示第389号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、
国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成29年4月4日

愛媛県知事 中村 時 広

- 1 作業種類 基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正及び
国土広域情報修正）
- 2 作業期間 平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで
- 3 作業地域 県内全域

○愛媛県告示第390号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定
により、県営住宅の家賃及び県営住宅駐車場使用料の収納の事務を
次のとおり委託した。

平成29年4月4日

愛媛県知事 中村 時 広

- 1 委託した事務の範囲及び内容
愛媛県中予地方局管内の県営住宅の家賃及び県営住宅駐車場使
用料の収納の事務
- 2 受託者の名称及び主たる事務所の所在地
愛媛県営住宅管理グループ
代表者 株式会社第一ビルサービス
構成員 新日本建設株式会社
広島市中区大手町五丁目3番12号
- 3 委託期間
平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

○愛媛県告示第391号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、
新居浜市角野土地改良区の定款の変更を認可した。

平成29年4月4日

愛媛県東予地方局長 高塚 真志

○愛媛県告示第392号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年4月4日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	新居浜別子山線	新居浜市別子山字別子山乙555番90地先	旧	メートル 14.0～19.5	キロメートル 0.031	
			新	14.0～19.9	0.031	

○愛媛県告示第393号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年4月4日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	新居浜別子山線	新居浜市別子山字別子山乙555番90地先	平成29年4月4日

○愛媛県告示第394号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成29年4月4日

愛媛県東予地方局長 高塚真志

1 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号

2 指定年月日

平成29年3月22日

3 指定道路の位置

四国中央市下柏町字中須1144番の一部及び1144番地先水路

4 指定道路の延長及び幅員

(1) 延長 33.86メートル

(2) 幅員 4.50メートル

○愛媛県告示第395号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年4月4日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	今治波方港線	今治市矢田字八反坪甲8番6地先から 同字甲9番5まで	旧	メートル 16.4～29.2	キロメートル 0.024	
		今治市矢田字八反坪甲8番6地先から 同字甲9番5まで 及 び 今治市矢田字八反坪甲8番10から 同字甲9番13まで	新	16.4～29.2 3.8～5.7	0.024 0.032	

○愛媛県告示第396号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年4月4日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	今治波方港線	今治市矢田字八反坪甲8番10から 同字甲9番13まで	平成29年4月4日

○愛媛県告示第397号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年4月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県 道	小田河辺大洲線	大洲市肱川町山鳥坂1100番1から 同町山鳥坂1099番1まで	旧	メートル 14.1～39.1	キロメートル 0.085	
			新	14.1～121.0	0.085	

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第3号

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年4月4日

愛媛県公安委員会委員長 増 田 吉 利

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則

愛媛県道路交通規則（昭和47年愛媛県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第2（第9条の2関係）			別表第2（第9条の2関係）		
番号	路線名	区 間	番号	路線名	区 間
1～36 の2 省略			1～36 の2 省略		
36の3	県道松山港線	松山市大手町二丁目9番17地先から 同市六軒家町35番2地先まで			
37～65 省略			37～65 省略		
65の2	県道新居浜港線	新居浜市中須賀町二丁目甲1225番 3地先から同市一宮町二丁目甲 802番3地先まで			
66～92 省略			66～92 省略		
92の2	新居浜市道港町繁 本東筋線	新居浜市若水町二丁目甲455番14 地先から同市繁本町甲720番3地 先まで			
93～122 省略			93～122 省略		

附 則

この規則は、平成29年5月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第12号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成29年4月4日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日
	代表者	会計責任者		
政治結社水心塾	赤 櫻 哲 生	中 井 和 明	宇和島市保田甲1398 - 2	平成29年1月17日
坂本龍蔵後援会	坂 本 武 彦	坂 本 みどり	北宇和郡鬼北町内深田839	平成29年1月23日
吉久俊介後援会	吉 久 俊 介	萩 森 陽 子	伊予市双海町上灘甲5709 - 1	平成29年1月23日
下野安彦後援会	下 野 安 彦	下 野 安 彦	喜多郡内子町五十崎甲1554 - 10	平成29年2月1日
末広あきら後援会	末 広 啓	藤 城 英 晃	北宇和郡鬼北町大字清水416 - 3	平成29年2月14日
高田幸也後援会	芝 敬 一	橋 本 四 郎	北宇和郡鬼北町大字中野川508	平成29年3月6日
大西啓介後援会	重 岡 道 央	坂 見 稔	喜多郡内子町内子1964	平成29年3月16日
遠藤もと子後援会	井 上 博 幸	高 橋 宣 一	西宇和郡伊方町九町4 - 841 - 1	平成29年3月17日

○愛媛県選挙管理委員会告示第13号

衆議院小選挙区選出議員の愛媛県第3区については、議員の欠員を生じたため、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第113条第1項第1号の規定による衆議院小選挙区選出議員補欠選挙を行うべき事

由が生じた。

平成29年4月4日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚 岩 男

○愛媛県選挙管理委員会告示第14号

愛媛県選挙管理委員会事務専決規程（平成20年3月選挙管理委員会告示第16号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成29年4月4日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（委員長の専決事項）</p> <p>第1条 愛媛県選挙管理委員会規程（昭和45年11月愛媛県選挙管理委員会告示）第9条第2号の規定に基づく愛媛県選挙管理委員会委員長（以下「委員長」という。）の専決事項は、愛媛県選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の権限に属する事務のうち、別に定めるものを除き、次に掲げるものを除くものとする。</p> <p>(1)～(40) 省略</p> <p>(41) 法第175条第8項及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第21条の規定に基づき投票記載所の氏名等の掲示に関し必要な事項を定めること。</p> <p><u>(41)の2 最高裁判所裁判官国民審査法施行令第5条第3項の規定に基づき裁判官が退官等した場合における掲示に関し必要な事項を定めること。</u></p> <p>(42)～(56) 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>（委員長の専決事項）</p> <p>第1条 愛媛県選挙管理委員会規程（昭和45年11月愛媛県選挙管理委員会告示）第9条第2号の規定に基づく愛媛県選挙管理委員会委員長（以下「委員長」という。）の専決事項は、愛媛県選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の権限に属する事務のうち、別に定めるものを除き、次に掲げるものを除くものとする。</p> <p>(1)～(40) 省略</p> <p>(41) 法第175条第8項及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第24条の規定に基づき投票記載所の氏名等の掲示に関し必要な事項を定めること。</p> <p>(42)～(56) 省略</p> <p>2 省略</p>

雑 報

○愛媛海区漁業調整委員会指示第106号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、愛媛県宇和海（愛媛県佐田岬と大分県関崎灯台とを結んだ直線以南の愛媛県海域をいう。）におけるさわら流し網漁業及びさごし、めじか流し網漁業について、平成29年4月1日次のとおり指示した。

平成29年4月4日

愛媛海区漁業調整委員会

会長 佐々木 護

1 指示の内容

- (1) さわら流し網漁業については、5月1日から5月31日までの間操業を禁止する。
- (2) さごし、めじか流し網漁業については、8月1日から9月30日までの間操業を禁止する。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。

○愛媛海区漁業調整委員会指示第107号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、愛媛県宇和海（愛媛県佐田岬と大分県関崎灯台とを結んだ直線以南の愛媛県海域をいう。）における宝石さんごの採捕について、平成29年4月1日次のとおり指示した。

平成29年4月4日

愛媛海区漁業調整委員会

会長 佐々木 護

1 定義

この指示において「宝石さんご」とは、アカサング、モモイロサング及びシロサングの生体及び死骸をいう。

2 採捕の制限

宇和海において、宝石さんごを採捕してはならない。ただし、3に掲げる者が採捕する場合であって、愛媛海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたときは、この限りでない。

3 承認対象者

承認の対象となる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 試験研究の目的で宝石さんごを採捕しようとする者
- (2) 宇和海において、平成27年以前から宝石さんご漁業を営んでいる者（ただし、平成29年3月31日現在において、承認を受けている者に限る。）
- (3) その他委員会が認めた者

4 承認対象漁船

承認の対象となる漁船は、総トン数5トン未満の動力漁船とする。

5 承認証の備付けの義務

承認を受けた者は、宝石さんごを採捕しようとするときには、承認証を対象漁船に備え付けなければならない。

6 承認の制限、条件の変更又は採捕の停止

委員会は、資源保護又は漁業調整上必要があると認めるときは、承認を制限し、条件を変更し、又は採捕の停止を指示することができる。

7 承認の取消し

委員会は、承認を受けた者がこの指示の内容に違反したときは、承認を取り消すことができる。

8 意図しない混獲等による宝石さんごの所持又は販売の禁止

承認を受けずに採捕した宝石さんごの所持又は販売をしてはならない。

9 事務取扱要領

この指示に定めるもののほか、採捕の承認等に関する取扱いについては、委員会が別に定める。

10 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。

○愛媛県内水面漁場管理委員会指示第14号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）に関する持ち出しの制限、放流等の制限及び遺棄の禁止について、平成29年4月1日次のとおり指示した。

平成29年4月4日

愛媛県内水面漁場管理委員会

会長 本多 義雄

1 指示の内容

(1) 持ち出しの制限

県内の公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面（以下「公共用水面等」という。）において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると愛媛県知事が認めた場合は、愛媛県知事が範囲を定め、公表する水域のコイを持ち出してはならない。ただし、公的機関が試験研究又は検査に供する場合は、この限りでない。

(2) 放流等の制限

県内の公共用水面等へのコイの放流は、放流用のコイが次に掲げる要件の全てに該当する場合以外は、してはならない。ただし、採捕したコイを採捕した公共用水面等へ再放流する場合はこの限りでない。

ア コイヘルペスウイルスに汚染された水域に由来するものでないこと。

イ コイヘルペスウイルスに汚染された水域に由来するコイと水を介しての接点がないこと。

ウ PCR（ポリメラーゼ連鎖反応）検査で陰性が確認されたコイ群であること。

(3) 遺棄の禁止

生死を問わず、県内の公共用水面等にコイを遺棄してはならない。

(4) (1)の指示は、焼却等の処分をするコイについては、適用しない。

2 指示の期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで